

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◆ 訓令 鳥取県職員衛生管理規程制定
- ◆ 告示 種畜証明書の書換交付
種畜の産用
- 土地改良事業計画の認可申請
母樹、母樹林の指定解除
定期計量器検査の実施
- 昭和二十八年度稻指定有害動植物平常養
生防除計画の設定
- 正誤 昭和二十八年四月十七日鳥取県告示第百
六十四号中訂正

訓令

鳥取県訓令第七号

鳥取県職員衛生管理規程を次のように定める。

昭和二十八年五月十五日

鳥取県知事 西尾 愛 治

本 庁
甲類附屬機関
地方 機関

鳥取県職員衛生管理規程

（この規程の目的）

第一條 この規程は、職員の健康保持増進を図ることを
目的とする。

（用語）

第二條 この規程において次に掲げる用語の意義は、当
該各号に定めるところによる。

- 一 職員 鳥取県職員定数條例（昭和二十四年八月鳥
取県條例第五十三号）第一條の知事の事務部局の職
員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十

一号)第二十二條第二項により臨時的に任用された職員をいう。

二 所屬長 鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の本庁内内部部局の課長、甲類附屬機關の長及び地方機關の長をいう。

三 要休養者 職員のうち労働安全衛生規則(昭和二十二年労働省令第九号。以下「省令」という)第四十七條各号の一に該当し、休養を必要とする者をいう。

四 要注意者 職員のうちツベルクリン反応検査、エックス線検査等により結核性疾患の発病の虞があると認められる者又は結核性疾患の初期若しくは回復期にある者をいう。

(衛生管理事務)

第三條 衛生管理事務は、総務部人事課において総括処理する。

(衛生管理者の設置)

第四條 衛生管理を行わせるため、別表第一のとおり省

令第十一條の衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、職員のうちから知事が任命する。

3 衛生管理者は、省令第十九條の事項を行う外この規程に定める職務を行う。

4 別表第一に掲げる機関以外の機関の衛生管理は、別表第二の区分により医師である衛生管理者がこれを担当しなければならない。

(健康診断の実施)

第五條 職員に対しては、毎年一回以上定期的に健康診断を行う。

2 要注意者に対しては、前項の外必要に応じ健康診断を行う。

3 定期の健康診断においては、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十二條及び結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第四條の健康診断をあわせて行う。

4 定期の健康診断は、省令第五十條及び結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第一

條から第四條までに定める方法によつて行う。

5 健康診断は、医師である衛生管理者が行う。

第六條 職員は、それぞれ指定された期日又は期間内に健康診断を受けなければならない。但し、疾病その他やむを得ない事故により定期の健康診断を受けることができなかった者は、その事故がやんだときは、すみやかに健康診断を受けなければならない。

2 前項の事故が二月をこえるときは、医師の健康診断を受け、その診断書又は健康診断の内容を証明する書類を当該衛生管理者に提示し前項の健康診断にかえることができる。

第七條 所屬長は、職員に前條の健康診断を受けさせるとともに健康診断の実施に協力しなければならない。

(健康診断の結果報告)

第八條 衛生管理者は、健康診断を行ったときは、その結果を別記様式第一号による健康診断個人票に記録し実施機関名、現員、受診者数並びに要休養該当者、要注意該当者の職、氏名及び衛生管理に關して必要な事

項を知事に報告しなければならない。

2 衛生管理者は、前項の報告をするに當り要休養該当者及び要注意者を別表第三により区分し、診断書に当該者の胸部直接撮影写真を添えて知事に提出するものとする。

(結核患者に対する指定)

第九條 知事は、前條第二項の診断書の提出があつたときは、結核審査会の意見を聴き要休養者又は要注意者にそれぞれ指定する。

(勤務の制限)

第十條 所屬長は、要注意者として指定された者に対しては、別表第三の区分により勤務上の考慮を払わなければならない。

(衛生管理者以外の医師による診断)

第十一條 定期の健康診断以外において衛生管理者でない医師の診断を受け結核性疾患と診定されたときは、その医師の診断書を知事に提出しなければならない。

2 前項の処置については、前二條の定めるところに

よる。

(療養に専念する義務)

第十二條 休養者又は要注意者は、衛生管理者又は主治医の療養指導に従い療養に専念しなければならない。

2 休養者は、医療を受けている診療所、病院、医師又は自宅療養等療養の場所を衛生管理者に通報しなければならぬ。

3 休養者は知事から診断書の提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

(衛生管理者による指導)

第十三條 衛生管理者は、必要と認めるときは、休養者の療養状態を調査し適切な療養指導を行わなければならない。

2 衛生管理者は、前項の調査指導を行ったときは、その結果を知事に報告しなければならない。

(指定区分の軽減解除)

第十四條 休養者又は要注意者に指定された者で全治するか又は症状軽快し指定区分の軽減又は解除を申請し

ようとする者は、別記様式第二号又は別記様式第三号による願書に主治医の診断書及び発病時から申請前十五日まで及び申請前二週間以内に撮影した患部のエックス線直接撮影寫眞全部を添えて知事に提出しなければならない。

第十五條 知事は、前條の申請書に基づき指定区分の軽減又は解除をしようとするときは、結核診査会の意見を聴かなければならない。

(結核性患者発生時の措置)

第十六條 開放性結核患者が発生したときは、患者が勤務する場所に勤務する職員は、健康診断を受けなければならない。

2 前項の場合所屬長は、結核予防法施行規則第十九條に規定する消毒方法により結核性患者の勤務する場所及び患者の直接取扱つていた簿冊等を消毒しなければならない。

(伝染病患者発生時の措置)

第十七條 職員は、その同居者に法定伝染病患者(疑似

患者を含む。)が発生したときは、別記様式第四号により知事に届け出なければならない。

第十八條 知事は、前條の届出を受理したときは、当該職員に対し必要の期間を限りその出勤を停止するものとする。

第十九條 職員は、出勤停止期間経過後出勤しようとするときは、病原体検査成績書を知事に提出しなければならない。

(結核診査会)

第二十條 第十五條の事務を適正に行うため、結核診査会を置く。

2 結核診査会は、知事の監督に属する。
3 結核診査会の委員は十三人以内とし職員のうちから知事が任命する。

(結核診査会の開催)

第二十一條 結核診査会は、毎年三月、六月、九月及び十二月の四回開催する。

2 知事が必要と認めるときは、前項の外臨時に結核

診査会を開催することができる。

第二十二條 衛生管理者又は職員がこの規程により知事に提出する届書、報告書又は申請書は、すべて所屬長を経由するものとする。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第一

衛生管理者配置表

機関別	区分	
	医師である衛生管理者	医師でない衛生管理者
本庁	一人	三人
蘭 検 定 所	—	—
鳥取土木出張所	—	—
倉吉土木出張所	—	—
米子土木出張所	—	—
東部県税事務所	—	—
西部県税事務所	—	—

鳥取保健所	—	—
智頭保健所	—	—
浜村保健所	—	—
倉吉保健所	—	—
米子保健所	—	—
根雨保健所	—	—
中央病院	—	—
東部地方事務所	—	—
中部地方事務所	—	—
西部地方事務所	—	—
計	七	十五

別表第二 衛生管理担当区分表

担当機関名	担当者
鳥取市、岩美郡設置機 関全部	鳥取保健所衛生管理者
八頭郡設置機関全部	智頭保健所衛生管理者
気高郡設置機関全部	浜村保健所衛生管理者
東伯郡設置機関全部	倉吉保健所衛生管理者
米子市、西伯郡設置機 関全部	米子保健所衛生管理者
日野郡設置機関全部	根雨保健所衛生管理者

別表第三

結核性患者指定区分及び勤務制限基準

指定区分	指 定 基 準	勤 務 制 限
要注意 B	1 自然感染しツ反応陽転後一年以内のもので結核性疾患として所見の認められない者 2 結核性病変はあるが症状固定状態にある者 3 肋膜炎治癒一年以内の者	勤務に制限を加えないが自己の自覚におい勤務する
要注意 A	1 エックス線検査の結果病巣陰影が消失後一年以内の者 2 結核性疾患の既往のある者で正規の勤務時間以上の義務によつて再発の虞があると認められる者 3 胸部に所見はあるが軽度にして勤務に堪えることがで きると認められる者	1 宿直、休日勤務を免する 2 時間外勤務及び出張を禁ずる
要 休 養	1 自然感染ツ反応陽転後発病の虞が濃厚な者 2 胸部に所見があつて休養を必要とする者	就業を禁ずる

結核健康診断個人表

番号	氏名	性別	生年月日	所属課名	予防接種種	カード番号
年令						
ツベルクリン反応	注射年月日 反応 ×(硬二重水壊)	年月日 ×(硬二重水壊)	年月日 ×(硬二重水壊)	年月日 ×(硬二重水壊)	年月日 ×(硬二重水壊)	年月日 ×(硬二重水壊)
B.C.G接種	判定期 年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
間接撮影	撮影年月日 フィルム番号	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
所見						
直接撮影	撮影年月日 フィルム番号	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
所見						
赤血球沈降速度	年月日 1" 2" mm mm	年月日 1" 2" mm mm	年月日 1" 2" mm mm	年月日 1" 2" mm mm	年月日 1" 2" mm mm	年月日 1" 2" mm mm
かくたん検査	年月日 塗培	年月日 塗培	年月日 塗培	年月日 塗培	年月日 塗培	年月日 塗培
聴診打診	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
その他の検査						
病名						
就業上の注意事項						
備考						

記入上の注意

- ツベルクリン反応の記載は発赤の長短径(二重発赤あるときは外径)を×の両側に耗単位で記入すること。
硬結、二重発赤、水泡、壊死は()内の該当事項に○をつけること。
- 法によりツベルクリン反応を免除する場合は反応欄にその旨記入すること。
- 備考には予防接種による時に強い副作用、その他必要と思われる事項を記載すること。

別記様式第一号

健康診断個人表		所属課名	氏名
年月日			
一 般 所 見			
身長			
体重			
視力	左 右 左 右 左 右 左 右 左 右		
色 視			
聴力	左 右 左 右 左 右 左 右 左 右		
胸 囲			
検 便			
労働大臣の指定する検査			
備考			

別記様式第二号

就業許可願

年 月 日から病気のため就業禁止中のところ別紙証明書のとおりであるので就業の許可を願する

年 月 日

職氏名 所屬長 圃

鳥取県知事氏名殿

別記様式第三号

指定緩和願

年 月 日から病気のため要注意に指定中のところ別紙証明書のとおりであるので指定緩和をお願いする

年 月 日

職氏名 所屬長 圃

鳥取県知事氏名殿

別記様式第四号

法定伝染病患者発生届

鳥取県衛生管理規程第十七條により次のとおり届け出ます

患者氏名及び年令

(本人との続柄)

病名

発病月日

初診月日

決定月日

療養場所

年 月 日

所屬 職氏名 圃

鳥取県知事氏名殿

告示

鳥取県告示第二一六号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。

昭和二十八年五月十五日

鳥取県知事 西尾愛治

種畜証明書番号	名前	種類	申請者
昭四鳥取二第三号 恵哲	アングロマン	鳥取県東伯郡浦安町	谷岡重義

鳥取県告示第二一七号

次の種畜は廃用された。

昭和二十八年五月十五日

鳥取県知事 西尾愛治

証明書番号	名前	種類	返納理由	飼養者住所氏名
昭二七鳥取第一二六号	牧高	黒毛和種	廃用	鳥取県東伯郡北谷村 松島
昭二五鳥取第一〇六号	西川	〃	〃	鳥取県東伯郡北谷村 下郷 齊尾
昭二四鳥取第三二〇号	実	〃	〃	鳥取県東伯郡北谷村 成実 田中 壽成
第三一九号	河本	〃	〃	鳥取県東伯郡北谷村 倉吉 堀
第三一八号	山本	〃	〃	鳥取県東伯郡北谷村 旭 倉吉 堀
第三一二号	川上	〃	〃	鳥取県東伯郡北谷村 高城 杉本 保村
第四八号	御崎	〃	〃	鳥取県東伯郡北谷村 高城 矢送 河本 積村
第一〇六号	足羽	〃	〃	鳥取県東伯郡北谷村 笠原 山守 豊村

鳥取県告示第二二二二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第二十四條の規定に基き、昭和二十八年度指定有害動植物平常発生防除計画を次のように定めた。

昭和二十八年五月十五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 事業の対象となる作物

稲

二 対象となる指定有害動植物の種類

いねいもち病菌

三 防除区域及び防除計画面積（又は石数）

防除区域	対象作物		防除面積	消毒石数
	作付面積	いもち病		
鳥取病害虫防除所	七四町	四町	二八九、六石	
米子	六八	吾	三三五、二	
岩美	三三四	三三八	一、二九七、六	

四 防除実施期間

昭和二十八年四月一日から
同 年九月二十日まで

五 防除実施要領

果病害虫防除推進要綱に基いて設置された果病害虫防除本部、郡（市）病害虫防除班及び町村病害虫防除班の一貫した防除組織により防除を推進実施するものとする。

右組織の任務及び構成は次のとおり。
（一）果病害虫防除本部

八頭	四、三九九	三三三	一、七五二、六
気高	四、三三二	三三三	一、六八八、四
東伯	八、三三三	四五八	三、二八八、八
西伯	六、三五四	三三七	三、五七〇、六
日野	三、五六六	一九〇	一、四二二、三
計	三二、五〇〇	一、八七〇	一三、六〇〇

(1) 構成機関

県（関係各課、農業試験場）、県農業共済組合連合会、県経済農業協同組合連合会、県中央農業協同組合連合会、農業協会

(2) 任務

県の総合防除計画をたて、必要な薬剤及び器具の入手のあつ、旋若しくは配分又は防除の技術指導を行う。

(3) 郡（市）病害虫防除班

(4) 構成機関

病害虫防除所、地方事務所、農業普及事務所、農業共済連郡支部、経済連郡支所

(5) 任務

病害虫防除所が中心となり発生予察事業を行い、これに基き地区内の防除計画をたて、町村防除班の技術指導に当るほか情報のしゅう集及び伝達を行う。又薬剤及び防除器具を整備して発生地区に貸与し或は町村防除班に協力して機動的防除を實

(3) 町村病害虫防除班

(4) 構成機関

町村、病害虫防除員、農業普及員、農業共済組合、農業協同組合

(5) 任務

防除の時期、方法、費用の負担等具体的計画をたて、早期共同防除を実施する。
なお、病害虫防除員はこの班にあつて防除の実施の推進を図るとともに情報のしゅう集と伝達を行う。

六 防除資材の購入配給方法

種子消毒及び苗代消毒については事業主体である県農業共済組合連合会が一括防除薬剤を購入し、同連合会郡支部を通じて果及び病害虫防除所の指示に基き町村防除班の防除実施団体へ配付する。

右以外の防除については、事業主体である市町村又は農業共済組合が自から薬剤を購入確保し又は防除実

施団体に薬劑を購入確保させる。

正 誤

昭和二十八年四月十七日鳥取県告示第百六十四号中誤植があるので、次のとおり訂正する。

頁	行	段	誤	正
二	一五	四	莊右エ門谷梅ヶ谷	莊右エ門谷梅ヶ谷
四	六	八	、〇〇二二四	、〇〇二四
一一	一六	四	同	作り道景
一五	一一	五	一、八七六	一、九七六

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行

鳥取県鳥取市東町

取

鳥取県